

【 卒業認定方針 】

ポラリス保健看護学院 学則 抜粋

(進級・卒業の認定)

第十三条 学院長は、所定の授業科目の履修と本学則第一条の規程を鑑み、運営会議を経て進級・卒業を認定することができる。

2 進級・卒業の判定について必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第十四条 四年間の所定の単位を取得し、卒業の認定を受けた者には卒業証書(様式第1号)を授与する。

ポラリス保健看護学院 学則施行細則 抜粋

(卒業認定)

第十二条 学則第十三条に基づき、本学院の卒業は学院運営会議において次の条件を満たした者に認定する。

一 本学院が定める単位全てを履修しているもの。

内訳 1年次 45単位 2年次 36単位

3年次 31単位 4年次 25単位

合計 137単位

二 卒業時の出席すべき日数の3分の2以上出席しているもの。

三 卒業時の出席すべき行事の3分の2以上出席しているもの。

※出席すべき「行事」とは、入学式、戴帽式、卒業式、全学年交流会、うねめ祭り、北極祭の三日間(体育祭、音楽祭・卒業生後援会、一般公開)と定める。

四 卒業総括試験に合格し卒業到達目標を達成したと認められるもの。